

議案第 41 号

財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり財産を無償及び時価よりも低い価額で貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 貸し付ける財産及び貸付料

貸付方法	種類	対象	所在地	面積		賃借料 (年額)
				※①は建築面積		
無償貸付	建物 ①	1～3号温室 A～C通路 管理棟 当直棟 ボイラー棟	芦之湯字二夕子 84-55 の一部	1,493	928 m ²	
	土地 ②	駐車場	芦之湯字二夕子 84-55 の一部	4,564	04 m ²	
減額貸付	土地 ③	建物 駐車場	芦之湯字二夕子 84-55 の一部	4,979	76 m ²	1,599,000 円

2 貸付けの相手方
東京都中央区銀座七丁目 13 番 22 号
株式会社 ピエロタ 代表取締役 新美 康明

3 貸付期間
契約を締結した日から 10 年間

平成 27 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山口 昇士

(提案理由)
芦刈の里観光施設活用事業を推進し、旧箱根芦之湯フラワーセンター跡地を拠点として地域活性化、観光振興を図ることを目的として、町有財産である土地及び建物を無償及び時価よりも低い価額で貸し付けたいので、議会の議決を求めるものである。